

# 運 営 規 程

社会福祉法人 福井康久会

指定認知症対応型共同生活介護事業所「レインボー灯明寺」

# 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (短期利用型を含む) グループホーム レインボー灯明寺 運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営方針

### 第1条 (事業の目的)

社会福祉法人 福井康久会が開設する、グループホーム レインボー灯明寺 (以下「事業所」という) 行う、共同生活住居の入居者に対する指定居宅サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めて、事業所の管理者及び介護従業者 (以下「職員」という) が、要支援2以上の認定を受け、かつ認知症の状態にある高齢者 (当該認知症に伴って、著しい精神症状を呈する者及び著しい行動異常がある者、並びに、その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く) (以下「入居者」という) に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

### 第2条 (運営の方針)

- 1 事業所は、家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- 2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った指定認知症対応型共同生活介護の提供に努める。
- 3 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護保険施設、その他の保健・医療福祉サービス事業所との密接な連携に努める。

### 第3条 (事業所の名称等)

共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム レインボー灯明寺
- (2) 所在地 福井県福井市灯明寺町59-12-1

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容、利用定員

### 第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
専ら、共同生活住居の職務に従事する常勤の者で、指定認知症対応型共同生活介護の職員管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。また、入居者の日常生活状況等の把握に努め、認知症対応型共同生活介護計画 (以下「個別ケアプラン計画」という) に基づき必要な食事、入浴及び排泄等の援助並びに金銭管理の指導、健康管理の助言等生活指導を行うとともに、緊急時等の対応を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名以上  
入居者の心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した、個別ケアプラン計画を作成する。また、入居者の日常生活状況等の把握に努め、個別ケアプラン計画に基づき、必要な食事、入浴及び排泄等の援助、並びに金銭管理の指導、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行う。
- (3) 介護職員 3名以上 (常勤換算) 【サービス活動時間帯】  
管理者の指示を受け、サービス活動時間帯に、入居者の日常生活状況等の把握に努め、個別ケアプラン計画に基づき、必要な食事、入浴及び排泄等の援助、並びに金銭管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行う。
- (4) 介護職員 1名以上 【サービス活動以外時間帯】  
管理者の指示を受け、夜間時間帯に業務に従事し、入居者の急変、行動などに注意す

るとともに、夜間時間帯の安全管理を行い、緊急時等の対応を行う。

#### 第5条（入居者の定員・定員の遵守）

- 1 共同生活住居の入居者の定員は、次のとおりとする。  
9人×1ユニット 合計9人
- 2 災害その他のやむを得ない事情を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

### 第3章 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

#### 第6条（内容及び手続きの説明及び同意）

指定認知症対応型共同生活介護の提供に際し、入居申込者または代理人に対して、運営規程の概要、介護職員等の勤務体制、設備の概要、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した文書を交付して説明を行い、提供開始についての文書を交付し同意を得る。

#### 第7条（介護保険給付対象サービスの内容）

介護保険給付対象サービスとして次の各号のサービスを提供する。ただし、それらのサービスは区分することなく全体を包括して提供するものとする。

- (1) 食事、入浴、排泄、着替え等の介護
- (2) 日常生活のノーマライゼーション支援
- (3) 心身の機能回復支援
- (4) 介護に係る相談、援助

#### 第8条（入退居）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護は、要支援2以上の認定を受けた者で、かつ認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供する。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認する。
- 3 居室が空いていない場合、または入居の必要がない場合等の正当な理由なく、指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒否しない。
- 4 入居申込者が入院治療を必要とする等、必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業所、介護保健施設、病院または診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 5 入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。また、入居申込者が、家族等による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これが期待できない場合については、県、市、とも連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を可能な限り図る。
- 6 入居者の退居の際は、入居者及び代理人の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 7 入居者の退居の際は、入居者及び代理人に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービス事業所との密接な連携に努める。

#### 第9条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、要介護認定を受けていない入居申込者については、当該入居申込者の意向を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 要介護認定の更新の申請が、遅くとも、要介護認定の有効期間の満了日30日前には、行われるよう必要な援助を行う。

#### 第10条（認知症対応型老人共同生活介護計画「個別ケアプラン計画」の作成）

- 1 管理者は、計画作成担当者に「個別ケアプラン計画」の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえて、介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した、個別ケアプラン計画を作成する。

- 3 計画作成担当者は、個々の入居者に応じた、個別ケアプラン計画を作成するとともに、入居者または代理人に対し説明を行い、文書を交付して同意を得る。
- 4 個別ケアプラン計画の作成に当たっては、多様な活動の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、個別ケアプラン計画の作成後においても、介護職員と実施状況を把握し、必要に応じて個別ケアプラン計画変更の書類を作成するとともに、変更後の計画内容を入居者または代理人に対し説明を行い、文書を交付して同意を得る。

#### 第11条（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護は、入居者の、認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護職員が共同で行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護は、個別ケアプラン計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者または代理人に対し、サービスの提供方法等については、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該入居者または他の入居者等の、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。また、速やかな解除に努めるとともに、理由を入居者に説明し、理由及び一連の経過を、代理人に説明する。尚、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況及び理由を記録保管する。
- 6 自ら、その提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、定期的に第三者の評価を受け、常にその改善を図る。
- 7 入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における介護職員以外のものによる介護を、受けさせない。

#### 第12条（社会生活上の便宜の提供等）

- 1 入居者の趣味または嗜好に応じた活動の支援を行う。
- 2 入居者が日常生活を営む上で、必要な行政機関に対する手続等について、入居者または代理人が行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て代わって行う。
- 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保する。

#### 第13条（利用料等の受領）

ご利用料金については「グループホーム レインボー灯明寺 ご利用料金説明書」の通りとする。

- 1 提供するサービスの利用料は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合は、別途介護保険負担割合証に記された通りとする。
- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
  - (1) 食材料費、住居費、共益費
  - (2) 日用品費等その他の日常生活において必要と思われる費用
  - (3) 保証金（退去時に返却。ただし利用料金などの未払い金、利用状況により発生する修繕費用等については実費額を差し引く）
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者または代理人に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い同意を得る。
- 4 短期利用共同生活介護（ショートステイ）とはグループホームの定員（9名）の範囲内で空室を利用し、1日1名を上限として、開始から30日以内の利用期限で運営する。利用料金については、グループホーム利用料金と同じとする。（但し第13条2項（3）の保証金は

徴収しない)

#### 第4章 入居に当たっての留意事項

##### 第14条 (外出及び外泊)

入居者が、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届ける。

##### 第15条 (衛生保持)

入居者は、共同生活住居の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために協力する。

##### 第16条 (禁止行為)

入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで、他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで、他の入居者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) 共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に、共同生活住居、若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと

#### 第5章 非常災害対策

##### 第17条 (非常災害対策)

共同生活住居の非常災害対策については、消防計画、及び、風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、火気・消防等についての責任者を置き、次のとおり万全を期す。

- (1) 事業所内で自衛消防隊の編成により、各火元責任者をおき任務の遂行にあたる。
- (2) 自主検査は、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を毎始業及び終業時に行う。
- (3) 非常災害用設備は、常に、有効に保持するよう努めるとともに、法令に定められた基準に適合するように努める。
- (4) 火災の発生、地震、及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊の編成により初期消火、通報措置、誘導などの任務遂行にあたる。また、地域住民、ボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
- (5) 防火管理責任者は、次のとおり職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
  - ・年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練
  - ・年2回以上の入居者を含めた総合訓練
  - ・随時、非常災害用設備の整備及び使用方法の周知徹底
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制をとる。

#### 第6章 その他運営に関する重要事項

##### 第18条 (入居者に関する行政各所への通知)

入居者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を行政各所に通知する。

- (1) 正当な理由なしに、指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に、従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- (2) 偽りその他の不正の行為によって、保険給付を受け、または受けようとしたとき

##### 第19条 (勤務体制の確保)

- 1 入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう職員の勤務体制を定める。
- 2 前項の介護職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 職員に対し、資質向上のために研修の機会を確保する。

## 第20条（衛生管理）

- 1 入居者の使用する施設、食器、その他設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずる。
- 2 感染症が発生、または、まん延しないように必要な措置を講ずる。

## 第21条（掲示）

共同生活住居の見やすい場所に、運営規程の概要、介護職員等の勤務体制、協力医療機関・協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

## 第22条（協力医療機関等）

- 1 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

入居者のための協力医療機関は次のとおりである。

○名称 大滝病院

所在地 福井市日光1丁目2番地1号 電話0776-23-3215

○名称 いとう内科クリニック

所在地 福井市経田1-209 電話0776-27-5040

- 2 事業所は前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
  - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - 二 事業所から診察の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関という。」）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、隊員が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

入居者のための協力歯科機関は次のとおりである。

○名称 コンドー歯科

所在地 福井市開発4-306 電話0776-53-2828

- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携及び支援の態勢を整えるものとする。  
入居者の受け入れ協力施設は次のとおりである。

○名称 小規模特別養護老人ホーム レインボー二の宮

所在地 福井市二の宮2-8-21 電話0776-21-2821

## 第23条（秘密保持等）

- 1 職員は、正当な理由なくその業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさない。
- 2 職員であった者が、その業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- 3 入居者の個人情報、サービス担当者会議等において用いる場合、あらかじめ文書により入居者及び代理人の同意を得る。

#### 第24条（苦情処理）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護に関する、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を管理者とする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護に係る入居者からの苦情に関して、県、市もしくは国民健康保険団体連合会が行う聞き取り調査または書類提示等に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 3 経過及び結果等を台帳に記録保管し、再発防止を図る。

#### 第25条（地域との連携）

- 1 運営に際し、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を図る等、地域との交流を行う。
- 2 事業所は、指定認知症共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する地域包括支援センターの職員、認知症対応共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

#### 第26条（事故発生時の対応）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護の提供により、事故が発生した場合は、県、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、事業所が加入する損害賠償保険にて損害賠償を速やかに行う。

#### 第27条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 虐待防止のための指針の整備
  - 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 第28条（身体拘束）

- 1 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - 一 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う

ことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を実施する。

#### 第29条 (記録の整備)

- 1 事業者は、職員、施設、設備構造、会計に係る記録、個別ケアプラン計画、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る記録、並びに、県、市町村等への通知に係る記録等を整備する。
- 2 入居者に対する、指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

#### 第30条 (業務継続計画の策定等)

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための及び非常時の態勢で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第31条 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に行うものとする。

#### 第32条 (その他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 福井康久会と管理者が、協議のうえ定めるものとする。

|     |             |               |
|-----|-------------|---------------|
| 附 則 | この規程は、平成26年 | 4年4月1日から施行する。 |
|     | この規程は、平成27年 | 9年4月1日から施行する。 |
|     | この規程は、令和2年  | 1月1日から施行する。   |
|     | この規程は、令和3年  | 10月1日から施行する。  |
|     | この規定は、令和4年  | 8月1日から施行する。   |
|     | この規程は、令和6年  | 4月1日から施行する。   |
|     | この規定は、令和6年  | 6月1日から施行する。   |